

横浜市行政不服審査会答申
(第58号)

平成30年12月19日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「行政証明不交付決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

審査請求人は、平成 30 年 3 月 7 日、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 12 条の 3 第 1 項の規定に基づき、南区長（以下「処分庁」という。）に対して、特定個人の住民票（除票）の写しの交付の申出（以下「本件交付申出」という。）をしたところ同月 28 日付けでこれを不交付とする決定（以下「本件処分」という。）を受けたことから、本件処分は違法又は不当であるとして、その取消しを求め審査請求を行ったものである。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書及び主張書面において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

審査請求人は、本件交付申出の対象とする者（以下「対象者」という。）に対し、貸金債権を有しており、その一部について債務名義（強制執行認諾文言付き公正証書）を有している。審査請求人は、当該債権の保全及び回収を目的として対象者を相手方とした民事調停申立て等の裁判手続を検討しており、そのために対象者の住所を知る必要がある。

それにもかかわらず、本件交付申出を拒否した処分庁の判断は、審査請求人の裁判を受ける権利（憲法第 32 条）を侵害するものである。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 対象者からは、住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年 10 月 4 日法務省民事局長等通知。以下「法務省要領」という。）第 5-10 に基づく支援措置の申出がなされており、処分庁は、法務省要領第 5-10-イの規定に基づき相談機関に意見照会を行い、その意見を受けて、支援の必要があると判断した。
- (2) 法務省要領第 5-10-コ-(イ)-(A)では、加害者からの支援措置対象者に係る住民票の写しの請求は、不当な目的があるものとして請求を原則拒否すると

あるところ、審査請求人は、対象者が受けている支援措置において加害者と位置付けられているから、法第 12 条の 3 第 1 項柱書に基づき、本件交付申出を相当と認めず拒否できるものである

(3) 住民票（除票）の写し自体がなくても、公示送達等の手段により訴訟の追行は可能であり、その他本件交付申出に特別の必要があるとは認められない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「7 争点に対する判断」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「7 争点に対する判断」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 本件交付申出の拒否の適法性・妥当性

本件処分は、法第 12 条の 3 第 1 項に基づき、住民票（除票）の写しを交付しないこととした処分であるが、同項は、同項各号に掲げる者からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に住民票の写し等を交付することができると定めている。

したがって、本件処分の適法性及び妥当性を判断するに当たっては、本件交付申出が同項各号に掲げる者からの申出であり、本件交付申出が相当と認められるものであるかについて検討する必要がある。

ア 審査請求人は、法第 12 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる者に該当するか

法第 12 条の 3 第 1 項第 1 号は、「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者」について、住民票の写し等の交付を申し出ることができる旨定めているところ、債権者が債権の回収のために債務者本人の住民票の写し等を取得する場合の当該債権者は、同号に該当するものと解するのが相当である。

本件では、審査請求人が、平成 24 年 3 月 29 日時点で対象者に対して債権を有していたことは、審査請求人が提出した公正証書及び裁判所による免責不許可決定から明らかであるから、審査請求人は同号に掲げる者に該当する者である。

イ 本件交付申出は、法第 12 条の 3 第 1 項柱書の「相当と認め」られるものに該当するか

(ア) 法第 12 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる者からの申出であっても、当該申出が相当と認められない場合には、当該申出を拒否することはできる。

そして、相当か否かについては、その申出につき、市町村長が、同項第 1 号又は第 2 号に掲げる「必要がある者」や同項第 3 号に掲げる「正当な理由がある者」かどうかという観点から判定を行うものであるとされ、この判定に加えて、同条第 4 項第 4 号で定めている「利用の目的」が明らかにされているか等の点も含め、総合的に判断を行うべきものであるとされる（「全訂 住民基本台帳法逐条解説」（市町村自治研究会 編著 日本加除出版株式会社）208 ページ）。

ところで、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）及び児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）の趣旨目的を踏まえ、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為（以下「ストーカー行為等」という。）の被害者保護もまた各法律の趣旨目的を達するための行政の責務の一つというべきであり、法第 12 条の 3 第 1 項の「相当と認めるとき」の解釈に当たっても、ストーカー行為等の被害者保護をその考慮要素の一つとして読み込むことが許される。

そして、一般的に、被害者が過去にストーカー行為等の被害を受けており、更に被害を受けるおそれがあるとして加害者に対して住所を秘匿している場合には、加害者に被害者の所在が知られてしまうと原状回復が不可能であること、加害者が被害者の所在を知ることによって典型的に被害者の生命、身体に対する現実的な危険が非常に高まることからすれば、支援措置制度として、事前に被害者の申告に基づいて、住民票取扱窓口における事務手順を統一化すること自体については、法の許容するところであると解される。

したがって、支援措置の決定に際して、処分庁は、横浜市ドメスティック・バイオレンス、ストーカー等被害者支援のための住民基本台帳事務取扱要領（平成 16 年 7 月 1 日市窓第 45 号）に基づき、支援措置の申出者がスト

一カ一行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等されるおそれがある者であることを、警察署長が発行した警告等実施書面、裁判所の保護命令決定書の写しなどの書面やそれ以外の適切な方法により確認することとし、特段の事情がある場合は格別、支援措置の決定がこのような手続を経てされている者には要保護性を認めて、「加害者が、支援措置が採られている者に係る住民票の写し等の交付請求をした場合には、同条第1項各号に掲げる者に該当しないこととし、これを拒否することができる」こととする支援措置制度自体について、合理的でないということとはできない（東京地方裁判所平成28年3月30日判決同旨）。

そうである以上、法に基づく住民票の写し等の交付申出を拒否することが妥当かという判断においては、当該申出の申出者を加害者として支援措置が決定されている場合には、当該対象者に要保護性が存することを前提として、当該申出者による申出に相当性が認められるかを判断すべきである。

もっとも、そうであっても、利用目的等を厳格に審査した結果、申出に特別の必要が認められる場合には、住民票等を交付する必要がある機関等から直接交付請求を受けるなどの方法により、加害者に交付せずに目的を達成することが望ましい（法務省要領5-10-コ-(イ)-(A)）から、このような場合には、申出を相当と認めないと解するのは相当でない。

したがって、以下、上記の考え方を踏まえて、本件交付申出を「相当と認めない」ことが適法かつ妥当か検討する。

(イ) 対象者の要保護性について

本件においては、対象者について審査請求人を加害者とする本件支援措置の実施が決定されている。

審査請求人は、これが、横浜市以外の機関による書類を根拠としていることは誤った認定である旨主張する。

しかし、法務省要領5-10-イ-(ア)は、要保護性の認定について、警察、配偶者暴力相談支援センター等の機関の意見聴取を認めており、このような認定方法を用いる手続が、不合理であるとはいえない。

本件では、提出された証拠類を吟味しても、支援期間の終期は到来しておらず、その要保護性を失わせるような特段の事実関係の存在を認めることは

できない以上、対象者には要保護性が存することを前提とするべきである。

(ウ) 本件交付申出に係る特別の必要性について

次に、本件交付申出に特別の必要性があるか検討すると、上述のとおり審査請求人が対象者に対する債権を有していること、及び、対象者が横浜地方裁判所に申し立てた免責許可の申立ては不許可とされたことが認められる。

債権の回収、保全は債権者として当然に有する権利であるから、審査請求人が、対象者に対し、債権の保全及び回収のための手続を実施すること自体は正当である。

この点、審査請求人は、本件支援措置は対象者の債務逃れのためであって、これを認めるならば審査請求人の裁判を受ける権利（憲法第 32 条）を侵害するものと主張する。

しかし、裁判所に法的手続の実施を求めるに当たっては、特別に、住民票等を交付する必要がある機関等に直接これを交付する方法により当該申出を認めるべき場合があると解される。

また、審査請求人は、内容証明の送付等の任意の交渉手続を検討しているとのことである。しかし、任意の交渉がそもそもできない場合には、更に、訴訟等の法的手続を取るべきであって、審査請求人がこれらの手続を検討し、住民票等を交付する必要がある機関等に直接交付する方法によるなども可能であることから、本件において、任意交渉という権利行使のために特別に交付申出を許容すべき具体的な事情が存在することは明らかではない。

(2) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(3) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成30年 5 月 28 日	・ 審査請求書（副本）送付及び弁明書の提出等依頼
平成30年 6 月 18 日	・ 弁明書の受理
平成30年 6 月 22 日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成30年 7 月 8 日	・ 反論書の受理
平成30年 7 月 13 日	・ 反論書（副本）の送付
平成30年10月31日	・ 審理手続の終結
平成30年11月 6 日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成30年11月 7 日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理
平成30年11月 7 日	・ 調査審議
平成30年11月13日	・ 審査請求人から主張書面の提出
平成30年11月21日	・ 調査審議
平成30年12月19日	・ 調査審議